鹿児島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

鹿児島労働局長　井上　俊美

第４号中「１時間700円」を「１時間710円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 28 日

鹿児島労働局長　井上　俊美

第４号中「１時間680円」を「１時間685円」に改める。

## 公　聴　会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十一月二十八日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　長岡市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年十二月二十日　午後二時から

三　場所　長岡市役所川口支所　第一会議室（新潟県長岡市東川口千九百七十四番地二十六）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（譲渡譲受に伴う不利益条項の追加）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び長岡市水道局（新潟県長岡市水道町二丁目七番二十二号）並びに長岡市水道局川口営業所（新潟県長岡市東川口千九百七十四番地二十六）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「長岡市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「長岡市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

長岡市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

### 国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十五年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十八日

国土地理院長　稲葉　和雄

一、事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十五年十月二十九日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

石川県　羽咋郡志賀町

山口県　下関市

大分県　別府市

鹿児島県　垂水市

四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十六年三月三十一日

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

札幌市東区苗穂町六丁目１番１号**雪印メグミルク株式会社**の神奈川県海老名市中新田五丁目3100番地１、神奈川県海老名市中新田五丁目3193番地１雪印メグミルク株式会社海老名工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 28 日

横浜地方法務局大和出張所

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に山梨県甲斐市西八幡4617番地ルネサスエレクトロニクス株式会社甲府工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 28 日　甲府地方法務局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に、兵庫県伊丹市瑞原四丁目１番地３ルネサスエレクトロニクス株式会社北伊丹工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 28 日

神戸地方法務局伊丹支局

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 28 日

北陸地方整備局長　野田　　徹

１　処分をした年月日　平成25年11月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＴＴ西日本―北陸　冨森　浩治　石川県金沢市出羽町４―１　国土交通大臣許可（特―21）第17751号